様式第六(第十六条、第十六条の二、第十六条の三、第九十九条、第百条、第百十四条の六十九、第百十四条の七十、第百二十七条、第百三十七条の六十五、第百三十七条の六十六、第百七十四条、第百七十六条、第百九十五条、第二百六十五条。第二百六十五条の二、第二百六十五条の三関係)

変 更 届 書

| 菜 | 務 | 等の | 種 別 | 薬 | 局 | 高度管理医療 販売業・分 | | 再生医療等數販売業 | Enn | |
|-----------------------------------|---|---|--|--|------------------------------|---|----------------------|----------------------------|---------------|---|
| | | 定番号又同 | 1登録番号及 | 第0000000号 | | 第0000000号 | | 第000000 | - | 1 |
| 100000 | 主たる | 機能を有 | 名 称 | ○○年○○月○○日 ○○年○○月○○日 ○○年○○月 ○○薬局 | | | | 00年00月0 |)Op | - |
| する事務所、製造所、 店舗、営業所又は事業 所 在 地 | | | | 川崎市川崎区宮本町1番地 | | | | | | - |
| -36.0 | 事 | | 項 | 変更 | | 前変 | | 更 | | 変更の年月日を確認する |
| 変更内容 | 管理 | 者 | | 中原次的 | | E . | | 麻生 花江 | \supset | こと。 |
| 変 | 更 | 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | | | | | | | 同時にいくつかの変更事 項が重なった場合は、1つ |
| | *薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合、変更後の役員について、下記項目の該当の有無 記入すること。 | | | | | | | | 4 4 7 7 7 7 7 | の変更届に変更内容を列 記するが、変更年月日が異 |
| | (1) | 法第75 許可を問 | 。 条第1項の規 取り消され、 Fを経過して | 反消しの日 | しの日 (2) 登録を取り消され、取消しの日か | | | 政消しの日から | | なる場合には、できる限り 変更日ごとに届出をする こと。 |
| 備 | (3) | 拘禁刑以 の執行を けること | 以上の刑に処 と終わり、又に とがなくなつだ していない者 | tられ、そ | (4) | 法、麻薬及 及び劇物取 関する法令 これに基づ | び向精神の締法その代で政令でなく処分には | 薬取締法、毒物 也薬事に 定めるもの又は | | |
| 考 | (5) | 麻薬、大中毒者 | 麻、あへん又 | は覚醒剤の | (6) | 精神の機能の障害により薬局開設者 等の業務を適正に行うに当たつて必 要な認知、判断及び意思疎通を適切に 行うことができない者 | | | | |
| 33-512 | (7) | 東局開設者等の業務を適切に行うことができる知識及び経験を有すると認められない者 | | | | | | | | 1 |
| | | | | | | | | | | |
| | 〇年〇 | 更の届出 | | (| 法人にあったる事務所 法人にあっ 称及び代表 | fの所在地) | 株式会社 | 崎区宮本町1番地 ○○ ひ 多摩 花子 | にあ | 経品営業所管理者の変更 つっては、住所、薬剤師、 厚登録番号及び登録年月 記載すること。 |
| 川崎 (神 地域 | 奈川県 みまも | :記載され | ていること。 ま事務所長、リ ンンター (福祉 可) | 崎市○○区 | | | 代表 | 開設の場合、申者とすること。、押印は不要。 | 請者 | / |

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 字は、墨、インク等を用い、楷書ではつきりと書くこと。
- 3 業務の種別欄には、薬局、地域連携薬局、専門医療機関連携薬局、第1種医薬品、第2種医薬品、医薬部外品、化粧品、第1種医療機器、第2種医療機器、第3種医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造販売業、医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品若しくは薬局製造販売医薬品の製造業、認定外国製造業者、登録外国製造業者、登録認証機関、店舗販売業、配置販売業、卸売販売業、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業(指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業又は貸与業を除く。)、指定視力補正用レンズ又はプログラム高度管理医療機器のみの販売業者しくは貸与業、特定管理医療機器の販売業若しくは貸与業(補聴器、家庭用電気治療器又はプログラム管理医療機器以外の特定管理医療機器を販売又は貸与する場合に限る。)、補聴器、家庭用電気治療器として、はプログラム管理医療機器のみの販売業者しくは貸与業、管理医療機器(特定管理医療機器を除く。)の販売業者しくは貸与業又は医療機器の修理業の別を記載すること。
- 4 医薬品等の製造業者若しくは認定外国製造業者又は医療機器の修理業者については、この届書は地方厚生局長に提出する場合にあつては正本1通及び副本2通を、厚生労働大臣、都道府県知事、保健所を設置する市の市長又は特別区の区長に提出する場合にあつては正本1通を提出すること。
- 5 管理医療機器の販売業又は貸与業にあつては、許可番号、認定番号又は登録番号及び年月日欄にその販売業 又は貸与業の届出を行つた年月日を記載すること。
- 6 配置販売業にあつては、所在地欄に営業区域を記載し、名称欄の記載を要しないこと。
- 7 管理者の変更の場合は、変更後の管理者が薬剤師又は登録販売者であるときはその者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番号及び登録年月日を、責任技術者の変更の場合は、変更後の責任技術者が第91条第1項若しくは第2項、第91条の2又は第114条の53第1項から第3項までの各号のいずれに該当するかを、医薬品又は対外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第86条第1項第1号イ若しくはロ、第2号イからハまで、第3号イ若しくはロ又は第114条の49の2第1項第1号若しくは第2号のいずれに該当するかを、医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者補佐薬剤師の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の総括製造販売責任者補佐薬剤師の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、営業所管理者の変更の場合は、変更後の営業所管理者が薬剤師であるときは薬剤師名簿登録番号及び登録年月日を、薬剤師以外の者であるときはその者が第154条各号のいずれに該当するかを、高度管理医療機器等営業所管理者の変更の場合は、変更後の高度管理医療機器等営業所管理者が第162条第1項から第4項までの各号のいずれに該当するかを、特定管理医療機器営業所管理者等の変更の場合は、変更後の特定管理医療機器営業所管理者等が第175条第1項各号のいずれに該当するかを、再生医療等製品営業所管理者の変更の場合は、変更後の再生医療等製品営業所管理者が第196条の4第1項各号のいずれに該当するかを変更後欄に付記すること。
- 8 医薬品又は体外診断用医薬品の総括製造販売責任者の変更の場合のうち、新たに総括製造販売責任者として 薬剤師以外の者を置く場合には、総括製造販売責任者補佐薬剤師の氏名、住所、薬剤師名簿登録番号及び登録 年月日を変更後欄に付記すること。
- 9 管理者以外の薬剤師又は登録販売者に変更があつた場合のうち、新たに薬事に関する実務に従事する薬剤師 又は登録販売者となつた者がいる場合には、その者の薬剤師名簿登録番号及び登録年月日又は販売従事登録番 号及び登録年月日を変更後欄に付記すること。
- 10 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、備考欄に、変更後の役員が法第5条第3号イからトまでのいずれかに掲げる者に該当するときはそのいずれに該当するかを記載し、該当しないときは「なし」と記載すること。
- 11 登録外国製造業者又は認定外国製造業者にあつては、外国語により申請者の住所及び氏名を並記すること。 12 様式第114、様式第114の2又は様式第114の3による届出に記載された事項に変更を生じた場合における 令第74条第1項、令74条の2第1項又は令第74条の3第1項の規定による届出の場合は、正副2通提出する こと。